

奨学金返還支援事業

奨学金を返還している方を支援します

大口町では、自身の修学のため、本人が貸与型奨学金（有利子・無利子を問いません）を借り、現在、返還の方を支援します。助成金は1年の上限を1万円とし、連続する3年間支援します（毎年申請が必要です）。

対象となる方

▽令和7年8月1日時点において、継続して一年以上大口町に住所を有している方。

▽本人が、自身の修学のため貸与型奨学金を借り、令和6年8月から令和7年7月の1年間に、奨学金を返還された方。

▽申請時に町税の滞納がない方。
必要な書類

①助成金支給申請書兼請求書

※様式は学校教育課窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

②貸付団体が発行した、奨学金を返還していることがわかるもの。

日本学生支援機構の場合は「奨学金返還証明書」と「奨学金返還額証明書」を提出してください。

※同機構ホームページのスカラネット

ト・パーソナルまたは郵送にて申請し、お取り寄せください。

③令和6年8月から1年間に支払った返還金額がわかるもの（引き落としされたことがわかる通帳の写し等）

④入金を希望する申請者本人の通帳の写し（金融機関、支店名、口座名義、口座番号、預金種別がわかるもの）

※現金でのお渡しはできません。

受付期間

8月1日（金）から9月1日（月）午前8時30分から午後5時15分

※土・日・祝日、正午から午後1時を除く

受付場所等

学校教育課窓口

（大口町中央公民館2階）

郵送受付 9月1日（月）必着

〒480-0012-6

大口町伝右一丁目47番地

大口町教育委員会学校教育課 宛

問合せ先

学校教育課 ☎95-4446

メール kyouiku@town.oguchi.lg.jp

大口町監査委員に選任



4月1日付で後藤滋幹さんが、大口町監査委員に選任されました。任期は、令和11年3月31日までです。

後藤監査委員には、町民の皆さんに代わり、大口町の財務事務や事務の執行等が公正で合理的かつ効率的におこなわれているかを監査する役割を担っていただきます。

新入学児童の健康診断

対象 令和8年4月から小学校に入學する幼児

場所および日にち

▽南小学校 10月6日（月）午後

▽北小学校 10月9日（木）午後

▽西小学校 10月10日（金）午後

※詳しい日程は、9月上旬発送予定の通知書にてご案内します。

内容

▽適性検査

▽学校医による健康診断（内科・歯科）

▽視力・聴力検査

問合せ先

中央公民館2階

学校教育課 ☎95-4446